

## 千葉市文化財保護事業補助金審査基準

### 1 審査基準の趣旨

この基準は、千葉市文化財保護事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金を交付するに当たり、同要綱第6条の規定に基づき提出された申請の内容を審査するために必要な事項を定めるものである。

### 2 審査機関

審査機関は、教育委員会事務局生涯学習部文化財課とする。

### 3 事前確認

審査機関は、対象となる事業が以下の要件をすべて満たしていることを確認する。

- (1) 文化財管理事業においては、管理の対象となる文化財が千葉市文化財保護条例（昭和33年千葉市条例第18号）の規定により指定された文化財であること。
- (2) 無形民俗文化財については、発生・成立後30年以上継続して実施され、発生当時の形態を保持していると認められるものであること。
- (3) 申請書に記載された事業内容が実現可能であると認められ、かつ事業に係る費用の積算が適切であること。

### 4 交付対象事業の決定方法

交付対象事業は以下の手順により決定する。

- (1) 当該補助事業に係る予算の範囲において、申請のあった補助事業（以下、「申請事業」という。）すべてに補助金を交付することが可能な場合は、申請事業すべてを交付対象事業とする。
- (2) 申請事業に対して当該補助事業に係る予算が不足している場合は、優先度の高い申請事業から順に交付対象事業を決定する。

### 5 優先度の決定方法

別表の評価基準により申請事業を評価し、緊急性が高いと判断される事業を優先する。このとき、緊急性の区分が同様の場合は、公益性の区分により優先度を決定し、以下、補助金の給付実績及び事業費について同様とする。

(別表)

### 1 緊急性

優先度	評価基準
1	文化財が消滅の危機に瀕しており、直ちに保護措置を講じる必要がある。 (判断例) ・文化財の破壊や腐食が現に進行している。 ・無形民俗文化財の後継者が育っておらず、近い将来（概ね3年以内）の 廃絶が懸念される。
2	文化財が危機に瀕しているわけではないが、早急に保護措置を講じる必要 がある。 (判断例) ・文化財を修繕するまでの間、活用することができない。 ・史跡内の草木により近隣住民に被害が及んでいる。 ・無形民俗文化財伝承者の高齢化が著しく、早急に後継者を育成する必要 がある。
3	上記のいずれにも当てはまらないもの

### 2 公益性

優先度	評価基準
1	文化財又はその活動を広く市民に公開しており、本市の文化財普及に大き く寄与している。 (判断例) ・文化財を一般に公開しており、周知や解説など積極的な普及活動を行っ ている。 ・一定の地域にとどまらず、積極的に民俗芸能を披露している。
2	文化財又はその活動を市民に公開しており、地域の文化財普及に寄与して いる。 (判断例) ・文化財を一般に公開しているが、普及活動の実施には至っていない。 ・寺社の祭礼等で地域住民に民俗芸能を披露している。
3	上記のいずれにも当てはまらないもの

### 3 補助金の給付実績

優先度	評価基準
1	過去3年間に当該補助金の交付を受けていない。
2	昨年度、当該補助金の交付を受けていない
3	上記のいずれにも当てはまらないもの

### 4 事業費

事業費が高額であるものを優先度上位とする。